

阿見町クラウドファンディング活用支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、事業者支援を目的として、町の魅力発信及び地域産業の活性化を図るため、創業、新事業展開、販売促進等に係る事業資金をクラウドファンディング(インターネットを介して不特定多数の者から資金を調達する仕組みをいう。以下同じ。)にて調達しようとする者に対し、予算の範囲内において町が阿見町クラウドファンディング活用支援補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、阿見町補助金等交付規則(昭和51年阿見町規則第6号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 この要綱による補助の対象となる者は、町の魅力を発信する事業を新たに行う個人又は団体であつて、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 阿見町商工会

(2) 町内に住所を有する者又は事業者(消費税法(昭和63年法律第108号)第2条第4号に定める事業者をいう。以下同じ。)で組織する任意団体(3者以上で組織されたものに限る。)

(3) 次の要件のいずれかを満たす事業者

ア 阿見町商工会に所属していること。

イ あみ観光協会に所属していること。

ウ 阿見町認定農業者連絡協議会に所属していること。

2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助の対象としない。

(1) 阿見町暴力団排除条例(平成23年阿見町条例第19号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等又はその関係者と密接な関係にある者であるとき。

(2) 町税又は法人税に未納があるとき。ただし、徴収猶予を受けている場合を除く。

(3) 税務署に事業所得の確定申告を提出していないとき。ただし、事業所得の確定申告が不要である場合を除く。

(4) 町の他の補助等を受けた事業又は商品について、補助金の交付を受けようとするとき。

(補助対象経費)

第3条 この要綱による補助の対象となる経費は、次に掲げる要件のいずれも満たす事業を開始するに当たり、クラウドファンディングを利用する際に要する手数料及びプロジェクトページ(事業説明、資金調達等を目的にクラウドファンディング運営サイト上に掲載されるページをいう。)作成に要する費用とする。ただし、当該経費について、国又は地方公共団体から補助等を受ける場合は、当該補助等を差引いて得た額を補助の対象とする。

(1) 創業、新事業展開、新商品開発、販売促進等に係るものであること。

(2) 創業及び新事業展開に係る事業にあつては、町内で実施するもの、新商品に係る事

業にあっては町の地域資源を活用したものであること。

- (3) 4月1日から2月末日までに資金調達を終え、その後1年以内に実施する見込みであること。

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、前条に規定する経費に係る実支出額とし、その限度額は、20万円とする。ただし、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

2 補助金の交付回数は、1年度につき1回に限る。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、別に定める期日までに阿見町クラウドファンディング活用支援補助金交付申請書(様式第1号)に必要な書類を添えて町長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定等)

第6条 町長は、前条の規定による交付申請があった場合は、その可否について審査し、当該審査内容を阿見町クラウドファンディング活用支援補助金交付(不交付)決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(実績報告)

第7条 前条の規定により交付決定の通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助金の交付決定を受けた事業(以下「補助事業」という。)が完了したときは、当該事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は当該事業の実施年度の3月10日のいずれか早い日までに、阿見町クラウドファンディング活用支援補助金に係る補助事業実績報告書(様式第3号)を町長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第8条 町長は、前条の規定により提出された実績報告書の内容を審査し、第5条の規定による補助金の交付内容に適合していると認めるときは、交付する補助金の額を確定し、阿見町クラウドファンディング活用支援補助金額確定通知書(様式第4号)により、当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第9条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、阿見町クラウドファンディング活用支援補助金請求書(様式第5号)を町長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第10条 町長は、前条の規定による請求を受けた場合は、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し及び補助金の返還)

第11条 町長は、補助事業者が次のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。この場合において、既に交付した補助金があるときは、その全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 補助事業に係る資金を調達できなかったとき。

- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- (4) 補助金の交付決定後、理由なく当該補助事業に着手しないとき。
- (5) 正当な理由がなく補助事業が完了しないとき。
- (6) 法令の規定により許認可等を取り消されたとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、補助金を交付することが不相当と認められる事実があったとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、阿見町クラウドファンディング活用支援補助金交付決定取消通知書(様式第6号)により、補助事業者へ通知するものとする。

(関係書類の保存)

第12条 補助事業者は、補助事業に係る帳簿その他の証拠書類を整理し、補助事業完了の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

(告示の失効)

2 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示の失効日以前に交付決定した補助金に係る第11条から第13条の規定については、この告示の失効後も、なおその効力を有する。

年 月 日

阿見町長 殿

申請者 住 所
名 称
代表者氏名
電 話 番 号 ()

阿見町クラウドファンディング活用支援補助金交付申請書

阿見町クラウドファンディング活用支援補助金交付要綱第5条の規定に基づき、下記のとおり補助金を交付されたく申請します。

記

1 補助金交付申請額 円

2 申請者の区分(該当する区分の左側に☑をしてください。)

- ☐ 阿見町商工会
- ☐ 任意団体
- ☐ 阿見町商工会に所属している事業者
- ☐ あみ観光協会に所属している事業者
- ☐ 阿見町認定農業者連絡協議会に所属している事業者

3 添付書類(添付した書類の左側に☑をしてください。)

- ☐ (1) 次に掲げる申請者に係る書類
 - ア 任意団体 団体規約
 - イ 法人 登記事項証明書の写し又は直近の確定申告書申告書の写し
 - ウ 個人事業主 直近の確定申告書申告書の写し
- ☐ (2) 申請額の算出に係る書類(見積書、手数料等)
- ☐ (3) 阿見町クラウドファンディング活用支援事業企画書(別紙)

4 同意事項

私は、阿見町クラウドファンディング活用支援補助金交付要綱に基づき補助金の交付を受けるにあたり、町が納税の状況や団体の所属状況等について調査することに同意します。

年 月 日

申請者 _____

年 月 日

名 称
代表者氏名

阿見町クラウドファンディング活用支援事業企画書

事業の名称		
プロジェクト内容	概要	
	目標額	円
	ふるさと納税 返礼品への活用	☐ 可能 ☐ 不可能
資金調達の類型 ※ 該当する部分に☑を してください。	☐ 寄附型(製品・サービスの提供をしない) ☐ 購入型(製品・サービスを提供する) ----- ☐ 成功時実施型(All or Nothing型) ☐ 実施確約型(All In型)	
プロジェクトページ 掲載期間 (クラウドファンディング による資金調達期間)	年 月 日 ~ 年 月 日	
事業の実施予定日	年 月 日	
利用したクラウドファン ディング運営事業者	事業者名	
	サイト名称	
補助金交付申請額	手数料①	円
	ページ作成費②	円
	国又は他の地方 公共団体等から の補助金③	円
	申請額 ①+②-③	円 (1,000円未満の端数は切り捨てる)

備考 概要欄は、必要に応じて別途概要の分かる書類を添付すること。

様式第2号(第6条関係)

第 号
年 月 日

申請者 殿

阿見町長



阿見町クラウドファンディング活用支援補助金交付(不交付)決定通知書

年 月 日付けで交付申請がありました補助金については、下記のとおり決定しましたので、阿見町クラウドファンディング活用支援補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

記

1 事業の名称 _____

2 交付・不交付の別 交付 / 不交付

3 申請金額 金 _____ 円

4 交付決定額 金 _____ 円

5 不交付の場合、その理由

6 交付の条件

- ・補助金の交付を受けてから1年以内に事業を実施すること。
- ・補助事業を実施した翌年度の2月末日までに、当該事業の実施状況について報告すること。
- ・ふるさと納税の返礼品として活用が可能なものである場合は、返礼品への登録状況について町長に報告すること。

年 月 日

阿見町長 殿

申請者 住 所
名 称
代表者氏名
電 話 番 号 ()

阿見町クラウドファンディング活用支援補助金に係る補助事業実績報告書

年 月 日付 第 号で交付決定通知がありました補助事業が完了しましたので、阿見町クラウドファンディング活用支援補助金交付要綱第7条第1項の規定により、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

1 実績額 _____円

2 実支出額 _____円

3 交付決定額 _____円

3 添付書類(添付した書類の左側に☑をしてください。)

- ☐ (1) クラウドファンディング運営事業者の審査を通過したことが分かる書類等の写し
- ☐ (2) クラウドファンディング運営事業者のプロジェクトページを印刷したもの
- ☐ (3) クラウドファンディング運営事業者への利用手数料の支払が確認できる書類(領収書等)
- ☐ (4) プロジェクトページの作成に係る費用の支払が確認できる書類(領収書等)
- ☐ (5) 阿見町クラウドファンディング活用支援事業実施報告書(別紙)

年 月 日

名 称
代表者氏名

阿見町クラウドファンディング活用支援事業実施報告書

事業の名称		
プロジェクト内容	概要	
	目標額	円
	達成額	円
	達成率	%
プロジェクトページ 掲載期間 (クラウドファンディング による資金調達期間)	年 月 日 ~ 年 月 日	
事業の実施予定日	年 月 日	
実績額	手数料①	円
	ページ作成費②	円
	国又は他の地方公共 団体等からの補助金 ③	円
	実績額 (①+②-③)と20万円の いずれか低い方の額	円 (1,000円未満の端数は切り捨てる)

様式第4号(第8条関係)

第 号
年 月 日

申請者 殿

阿見町長



阿見町クラウドファンディング活用支援補助金額確定通知書

年 月 日付けで実績報告のありました阿見町クラウドファンディング活用支援補助金については、下記のとおり額を確定しましたので、阿見町クラウドファンディング活用支援補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

記

1 補助事業の名称 _____

2 補助金の交付確定額 金 _____ 円

様式第5号(第9条関係)

年 月 日

阿見町長 殿

請求者 住 所
名 称
代表者氏名
電 話 番 号

阿見町クラウドファンディング活用支援補助金請求書

年 月 日付 第 号で額の確定通知のあった補助金について、阿見町クラウドファンディング活用支援補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求額 金 _____ 円

2 振込先金融機関

(金融機関名)		(支店名)	
預金種別	普通・当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義人			

様式第6号(第11条関係)

第 号
年 月 日

様

阿見町長

阿見町クラウドファンディング活用支援補助金交付決定取消通知書

年 月 日付 第 号で交付決定した阿見町新商品開発等
支援補助金については、次のとおり交付決定を取り消したので、阿見町新商
品開発等支援補助金交付要綱第11条第2項の規定により通知します。

記

- 1 交付決定額 円
- 2 取消額 円
- 3 取消しの理由